

『2024 年 2 月登録以降 English Fella 校出発前変更手数料規定』

- ・登録後、2 回までの変更は無料に対応。3 回以降、いかなる内容でも 1 回の変更につき変更手数料 USD150
- ・出発から 21 日を切った変更はいかなる理由でも 1 回ごとに USD150 の変更手数料が発生します。

『2024 年 2 月登録以降 English Fella 校出発前解約手数料規定』

- ・出発日から 21 日を切ってキャンセルされた場合のキャンセル料 USD150
- ・出発日の 14 日から前日までにキャンセルされた場合のキャンセル料 USD300

※学校側へ送金を完了済の場合、海外送金手数料の返金は出来かねます。

『English Fella 校出発後(=出発当日含む)返金規定』

- 1) 留学開始後、留学期間を問わず入学金と SSP の払い戻しはございません。
 - 2) 返金対象は残余期間のうち 4 週間を除いた分が対象となり、返金額は対象期間の 50%です。即ち留学期間が 5 週間以下の方は一切返金がございます。
 - 3) 払い戻しを申請した週は、払い戻し期間には含まれません。
 - 4) 学校規定違反によって退学になった場合は、払い戻しの対象となりません。
 - 5) 次の場合のみ残余期間をキープすることが可能です。
 - ① 身内(2 親等内)に不幸があった場合
 - ② フィリピンで適切な医療が受けられない場合上記のような緊急事態により余儀なく帰国する場合、キープして再入学するか、返金を受けるかを申告から 1 ヶ月以内に選択していただきます。再入学を選択された場合、中断した日から 1 年以内に再入学且つ卒業しなければなりません。
 - 6) いかなる場合でも他人に留学期間を譲渡することはできません。
 - 7) 精神疾患、海外での生活に支障をきたす可能性のある持病をお持ちの方は留学前に必ず主治医と留学可否を確認ください。又、仮に主治医から希望期間の留学許可がおりても、ご出発前に期間分の薬処方可否も必ずご確認ください。尚、現地で当校マネージメントが留学継続不可と判断した場合は、本返金規定に沿っての返金対応となります。更に、持病、精神疾患がある旨を渡航前に申告されなかった場合（精神疾患は治療を完了されている方でも過去の治療歴詳細と現状を要申告）、それに起因する一切の結果に対して当校は責任を負いかねますのと、残余期間の返金は一切ございません。
- 天災地変、戦乱や**疫病の蔓延**、運送・学校等の事故、運送機関の遅延、スケジュール変更、その他政府からの通知を含む不可抗力の自由により生じた損害に対して学校は責任を負わないと同時に、それに伴う 返金も発生しません。
 - 外出時に発生したトラブル及び人命被害に対して学校は責任を負いません。
 - 学校の休日はフィリピン国内法で指定した休日に従って、フィリピンの祝日及び休日には授業は開講されず、これに対する返金はありません。但し休日が多く重なる月には補講が実施される場合もあります。
 - 学校の運営上、始業日及びプログラムが変更される場合があります。
 - 学校の規定違反により罰則が実施され、罰則に伴う警告累積、飲酒、騒乱、暴力などで就学環境を侵害した場合、学校の判断により退学処分となります。尚、退学処分となった場合、残余期間は返金の対象となりません。
 - 留学開始後の払い戻しの要求は生徒が必ず学校所定の書類に記入し、書面で解約を申し込まなければなりません。払い戻しの申し込み受付及び確認後、返金が生じる場合、学校→日本代表事務所→申込代理店へ返金となりますので、ご本人へのご返金は申込代理店を介することとなります。

以上